



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） 1
- 家畜改良増殖法に基づく臨時種畜検査の実施（畜産課） 2
- 定期種畜検査の実施（畜産課） 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 公安委員会事項**
- 検定合格者審査の実施 3

告 示

沖縄県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。
平成26年11月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
福はり灸指圧院（福里榮廣）	読谷村字伊良皆373番地 3	平成26年 7月16日
はり・きゅう・マッサージのやいま治療院（阿部田健）	石垣市字登野城709番地田幸アパート201	平成26年 7月23日
沖縄アイリー整骨院（有銘光）	豊見城市字翁長829番地 2 サザンウィンド 26E-2	平成26年 7月28日
健康堂治療院（又吉肖子）	浦添市内間二丁目 5番 1号 トーマ荘 2-B	平成26年 8月 1日
琉球治療院（松原民於）	宮古島市平良字東仲宗根885番地17号102	平成26年 8月15日
長嶺利恵子	糸満市字北波平12番地	平成26年 9月11日

沖縄県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年11月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定施術機関の名称 （施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日

鍼灸マッサージ院健寿 (西倉佳代)	石垣市字大浜481番地1 205号	石垣市字新川23 25番地25 402 号	石垣市字大浜48 1番地1 205号	平成26年3月1日
----------------------	----------------------	-----------------------------	-----------------------	-----------

沖縄県告示第563号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成26年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成26年11月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成26年11月25日から同年12月19日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成26年11月25日から同年12月19日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成26年11月25日から同年12月19日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成26年11月25日から同年12月19日まで

2 検査の対象となる種畜 牛・馬及び家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため独立行政法人家畜改良センター又は県が開設する施設において家畜人工授精の用に供される豚

沖縄県告示第564号

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、平成26年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

平成26年11月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成26年11月25日から同年12月19日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成26年11月25日から同年12月19日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成26年11月25日から同年12月19日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成26年11月25日から同年12月19日まで

2 検査の対象となる種畜 豚

沖縄県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成26年11月4日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成26年11月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石垣港伊原間線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字伊原間 1 番182から 石垣市字伊原間 1 番183まで	19.4m ~ 25.0m	31.4m
新	石垣市字伊原間 1 番182から 石垣市字伊原間 1 番183まで	19.7m ~ 41.6m	31.4m

沖縄県告示第566号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宜野湾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市普天間一丁目及び普天間二丁目
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年11月 4日から平成27年 3月20日まで
- 3 作業種類 公共測量

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第123号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成26年11月 4日

沖縄県公安委員会

1 審査種別、級、審査日時、審査場所等

審査種別	級	定員	審査日時	審査場所
空港保安警備業務	1 級	10人	平成26年12月 5日（金曜日） 午前10時から午後 6時まで	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部 8 階講堂
	2 級	10人		
施設警備業務	1 級	10人		
	2 級	10人		
交通誘導警備業務	1 級	10人		
	2 級	10人		
貴重品運搬警備業務	1 級	10人		
	2 級	10人		

- 2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	1 級	規則附則第 6 条第 1 号に規定する旧 1 級検定に合格した者
----------	-----	----------------------------------

	2級	規則附則第6条第2号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
施設警備業務	1級	規則附則第6条第3号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第4号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
交通誘導警備業務	1級	規則附則第6条第5号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第6号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	1級	規則附則第6条第9号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第10号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学科試験		実技試験	
科目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
問題数	10問		

4 審査申請手続

- (1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、平成26年11月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
 - ア 審査申請書 1通
 - イ 添付書類
 - (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限る。） 1葉
 - (イ) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し
 - (ウ) (イ)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- (3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
- (5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県証紙により、審査申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。

6 その他

- (1) 審査当日は、午前9時30分から午前9時50分までに、沖縄県警察本部8階の受付において、審査手続を終えること。
- (2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
- (3) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号 (098) 862-0110 (内線3032-3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--